

## 1. 参考資料

- ・「国際協調のための経済構造調整研究会報告書」（通称「前川レポート」）1986年
- ・構造改革特別区域推進本部ホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/index.html>）

## 2. 規制の存在理由と形態

- ・放置すると**社会的な問題を起こしかねない場合**（市場の失敗等）に規制：自由な取引を抑制・禁止  
例えば、防災・公衆衛生関連、公害規制、医療関連、教育関連、農業関連、交通関連、金融関連、住宅関連（建蔽率・容積率など）、労働関連、個人情報保護などに関して多数の規制  
社会的な問題が発生して、規制が導入 or 強化されることが多い（政府に対する過大な期待？）
- ・**規制の根拠**については、**法令**、**行政指導**、**司法判断**、**民間規制団体**など多様  
規制の強い分野では、その根拠と趣旨を知っておくと便利 規制の詳細が明文化されていない場合も少なくない（規制主体の解釈次第で規制内容が変わることも）
- ・**行政手法**としては、禁止、許認可、届出義務、免許業者の限定（参入規制）、検査の実施、各種の義務付け（開示、ルール、サイクル等） 価格規制、数量規制、補助金交付など多様な規制形態  
官尊民卑の発想の強い日本では、規制を導入 or 強化しやすい経済的・政治的な土壌
- ・本来は“安全な社会生活を送る上で必要な規制”という**社会的な認知**が求められる  
全ての規制が悪いわけではないことに注意：もっとも**時代の変化とともに必要性は変化**

## 3. 規制の経済的問題点

- 供給を人為的に減らすなど**供給者に有利**となることが少なくない（価格、参入制限など）  
社会的な厚生低下（とくに「消費者余剰」）、非効率なシステムの温存、無駄な経済活動の発生（規制回避、管理コスト）などの問題を引き起こしがち：**経済メカニズムの阻害**  
創意工夫の**インセンティブを阻害**する（技術革新やサービス向上がなされない 経済的停滞）  
潜在的な競争者を排除し、微温湯的な競争環境をもたらす：供給者には楽  
規制の**主管官庁の権限が拡大**（人員、予算、外郭団体 <官僚の老後生活の安定化？>など）  
官僚の目的関数は必ずしも国民の利益最大化ではない？ 官庁の共同体化  
客観的には必要なくなった規制でも、**維持しようとする政治力学**が働きやすい（**既得権益化**）  
規制を変更しようとする、業界団体や主管官庁から強い抵抗を受けがち
- ・**規制の実効性**が問題となることも チェックが難しいあるいは罰則の弱い規制では効果が薄い  
規制に抵触した人の不公平感を高めるリスクも：規制の形骸化
- ・規制継続の是非を**定期的に見直す仕組みがない** 規制に時限制を導入する国も（サンセット方式）  
日本では一度成立した規制は、ずるずると継続しがち：誰がチェックする？

## 4. 規制緩和を求める動き

- ・**日米貿易摩擦**が厳しかった頃から**規制緩和が政策課題**に：日本の内需不足の主因との見方も  
前川レポートの提言に規制緩和が入る：国鉄民営化、大規模店舗規制法の緩和などが実現
- ・財政政策、金融政策と並ぶ**有力な経済政策**（内需拡大策）という期待が強まる  
**既存政策の手詰まり感が強まる**（財政政策：国債の大量発行・乗数効果の低下、金融政策：ほぼゼロ金利 <下げ余地が乏しい>・信用乗数の不安定）中で、有力な内需拡大策との期待
- ・「**構造改革が必要**」との議論 バブル崩壊後の「失われた10年」という意識  
小泉内閣の看板政策：道路公団改革、郵政民営化などが大きな政治課題に
- ・「**経済特区**」制度を導入（2002年）：担当大臣も設置、地域経済振興という側面も  
**地域を限定**して**規制を緩和**し、うまくいけば全国に広げようとする考え方。もっとも、地域の要望に抵抗する動きもみられる（とくに医療、農業、教育の分野で強い）
- ・「**ノーアクションレター**」制度：行政への事前質問に文書での回答を義務付け公開（行政の透明化） 以上

中間試験を受けていない人は期末試験を受けても不受。全体では2 / 3以上出席することも条件。